

「地域らしさ」の磨き方

—重要文化的景観の整備計画をめぐって—

京都府立大学文学部歴史学科
上杉 和央

はじめに

文化的景観は、平成 16 年（2004）の文化財保護法の改正によって加わった文化財の 1 類型であり、同法において「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（第二条第 1 項第五号）と定義されている。この定義にあるように、文化的景観の価値は、自然風土のなかでの暮らし（生活又は生業）によって築かれた地域固有の特徴に見いだされるため、「地域らしさ」と言い換えられるともされる（文化的景観学検討会 2016、恵谷 2019）。筆者も、地理学における景観論をふまえて、文化的景観とは「地域らしさ」が評価されるものである点を、これまで強調してきた（上杉 2014、2020 など）。

文化的景観を保全するとは、すなわち「地域らしさ」を未来に継承するというに他ならない。そのためには様々な取り組みが必要となるが、重要文化的景観に選定された地域は、文化的景観の保存活用計画が必ず策定されており、また整備計画についても策定が進められていることが多い。これらを通じて地域の未来が検討されるわけである。

小稿の目的は、重要文化的景観に選定された地域の「地域らしさ」を未来に伝えていくための保存活用計画と整備計画の関係について確認するとともに、筆者が策定に携わった整備計画のうち、愛媛県西予市狩浜および沖縄県今帰仁村今泊を事例に取り上げ、地域ご

との「過去—現在—未来」が作る方向性に応じた整備計画を策定する重要性を指摘することにある。

1. 文化的景観の保存活用

文化財の保存活用をめぐる計画について、平成 31 年（2019）施行の改正文化財保護法においては、国指定等の文化財においては「保存及び活用に関する計画」（第五十三条の二ほか）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができることが定められた。国指定等文化財での保存活用計画は順次、作成が進められている段階にある。

ただし、伝統的建造物群と文化的景観については、文化財保護法の改正前から、選定地のすべてが保存活用計画を持っている。文化的景観に関して言えば、この類型が設定された平成 16 年の当初から、重要文化的景観に選定申出をおこなうに際して保存活用計画を提出することが要件となっていた。文化的景観の対象は多様な構成要素からなる総体としての地域（景観地）であり、そのコントロールを当初から定めておくことが文化財の保存活用には不可欠だからである。そして、総体としての地域の保存活用をはかるとは、文化的景観という文化財を活かした地域づくりを進めることと軌を一にする。

重要文化的景観の保存活用計画には、保存活用に関わる方針が記載されている。なかでも、重要な構成要素として特定された要素が重要文化的景観の価値に対して貢献している

点——構成要素の価値——を考慮した上で定められる修理や修景の方針については、特に重要である。修理や修景は文化庁の補助事業対象ともなり、まさに文化財を未来に継承していくための大きな柱の事業である。決して、どのような修理ないし修景でも構わないということにはならない。文化財としての価値を損なわないということが大前提であり、そこから逸脱する修理修景は認められない。保存活用計画には、文化的景観の全体的な価値のほか、個別の構成要素の価値も記載され、それに基づく修理ないし修景の方針が示される。すなわち、保存活用計画の内容は、修理や修景に際して、その妥当性を判断する根拠となるのである。

個別の要素の修理や修景といった補助事業については、保存活用計画を根拠に補助事業を管轄する委員会等でその方向をコントロールしていくことも可能な場合が多い。それに対し、選定地全体に関わる整備事業や、文化的景観の価値を磨くための新たな事業といった点については、保存活用計画には方向性ないし方針しか含まれないこともしばしばであり、委員会等で議論を集約することが困難な場合もある。そのため、地域や関係者が方向性を共有しながら文化的景観の保存活用をより積極的に進めていくためには、マスタープラン的な側面のある保存活用計画だけでなく、具体的なアクションプランを備える整備計画の策定が不可欠となる。

地域のたどってきた、そしてこれからたどる時間に沿って、文化的景観に関する報告・計画を改めて整理すると、次のようになる。

まず、基礎となる調査報告書には、地域固有の「過去—現在」フェーズのなかで紡がれてきた「地域らしさ」を浮かび上がらせる役割がある。

選定申出の際に作成する保存活用計画には、「地域らしさ」を明確に価値づけるとともに、価値を「過去—現在—未来」とつなげていくためのビジョンを示すことが必要である。

そして、その後に策定される整備計画には、そのビジョンをふまえて、実際に「現在—未来」フェーズでの歩みを進めていく個別解の実践マニュアルとして機能する内容を備えることが肝要である。当該重要文化的景観の価

値を維持し、磨き上げていくために、何をどのように整備するのか。こうした視点で具体的な事業計画を盛り込んで策定される整備計画は、地域ごとに、そして時期ごとに重点の置かれ方が異なってしかるべきであろう。

以下の章では、これまでに筆者が携わってきた重要文化的景観のうち、愛媛県西予市狩浜と沖縄県今帰仁村今泊の2つの重要文化的景観の整備計画をとりあげ、それぞれどういった点に重点が置かれ、どういった特色を備えた計画となっているのかについて、確認していくことにしたい。なお、それぞれの整備計画全体を見渡すのではなく、特色ある点のみに焦点を絞って論じることとする。また、ここでの見解は、あくまでも筆者一個人の見解であり、自治体や地域の総意ではない点、了解いただきたい。

2. 西予市狩浜の整備計画

(1) 「継続的な事業」の特徴

地域による特色ある整備計画の例として、まず、令和2年(2020)3月に西予市教育委員会が策定した『重要文化的景観 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観整備計画』を紹介したい。本計画の策定にあたっては、平成31年(2019)から令和2年にかけて開催された7回の西予市文化的景観保護審議会での協議や、地域住民による保存会設立のための準備会などでの意見交換、そして庁内調整などを経て作成されたものである。筆者も審議会の一員として協議に参加した。

西予市狩浜の整備計画の特徴として、事業が大きく「継続的な事業」と「戦略的な事業」にわけて示された点が挙げられる。これらは、それぞれ次のように説明される(西予市教育委員会2020:24)。

- ・「継続的な事業」：着実に文化的景観の価値を守りいかす。
- ・「戦略的な事業」：地域に動きを生じさせ、地域住民の活動の進展を図る。

「継続的な事業」は価値の保全や周知のために恒常的に実践していくことが求められるような整備事業であるのに対して、「戦略的な事業」は既存の価値をより磨き上げることが可能となるような事業である。



図1 整備計画に示された運営体制
出典：西予市教育委員会（2020：26）

「継続的な事業」については、修理や修景に関わる事業など、以下の6つに大きく区分されている。

- 1 運営体制の構築
- 2 修理・復旧及び修景
- 3 保存に必要な施設の整備
- 4 防災に必要な施設の整備
- 5 活用のための施設の整備
- 6 活用のための社会活動の支援

特徴的なのは、一般的には後段で書かれることの多い「運営体制の構築」が、最初に掲げられていることであろう。狩浜では重要文

化的景観への選定前から地域住民の活動が盛んであり、加えて整備計画の策定に合わせて文化的景観の保存会の設立が模索されていた。こうした地域の状況をふまえ、審議会においても、地域住民が主体的に文化的景観の保存活用に関わることを重視する方向が共有されていた。協議の過程で、「継続的な事業」を着実に実施していくためにも「地域住民と行政及び専門家の連携体制の構築」（西予市教育委員会 2020：24）を整備事業の冒頭に掲げてはどうかという意見が寄せられ、議論の結果、それが採用されることとなったわけ

である。実際のところ、掲載の順番に応じた事業の重み付けがあるわけではない。しかし、文化的景観の整備に地域住民、行政、専門家が一体となって取り組むことの重要性を強く意識し、共有していきたいというメッセージを暗に伝えるものとなっている。

整備計画で計画された運営体制は、図1のようなものである（西予市教育委員会2020：26）。図1の左側では、地元狩浜の住民や組織が大きく表現される。先述のように、文化的景観は「地域らしさ」を価値づけるものである。その整備とは「地域らしさ」を維持し、磨いていくものであるとするならば、その主役は地域であり、地域住民でなければならない。

一方で、実際の整備事業のなかには、行政の取り組みが重要となるものもある。図1では、地域の枠と同じ大きさで表現し、地域と行政が両輪として動くことが重要であることを示すようにした。

さらに、図1が示すのは、地域の内部、行政の内部、地域と行政だけではなく、審議会を含めた狩浜の文化的景観に関わる多様なアクターが相互に連携していく体制をつくることが重要であるという点である。

なお、西予市については、小規模多機能自治を推進し、令和5年（2023）4月、従来の地区公民館を地域づくりの拠点となる地域づくり活動センターへ移行させる施策を実施した。狩浜に置かれていた狩江公民館についても狩江地域づくり活動センターとなり、市職員が常駐するなど、地域づくりの拠点機能が強化されている。文化財部局は市役所・教育委員会の本庁のある卯之町エリアにあり、地域内に担当者が常駐しているわけではないが、頻繁に狩浜に通い、地域づくり活動センターにいる市職員や地元住民の方々と連携をはかっている。

（2）「戦略的な事業」の設定

先述のように、西予市狩浜の整備計画では、運営体制の構築と運営を含めた「継続的な事業」のほかに、「戦略的な事業」が掲げられている（図2）。

「継続的な事業」の諸事業は「狩浜らしさ」の維持に不可欠なものであり、安定した実施

が求められるものばかりである。ただ、安定的な事業実施の追求ばかりが続くと、やがて、地域づくりの推進力としての魅力が減退する可能性がある。

文化的景観は、自然・歴史・生活及び生業の3つの観点から、これまでに地域に紡がれてきた「地域らしさ」に価値を見出すものである。それは決して静態的なものではなく、常に地域の中で動的に変化してきたなかで形作られたものである。すなわち、「地域らしさ」とは地域固有の変化の軌跡が刻まれたものである。「過去－現在」フェーズの軌跡と「現在－未来」フェーズの方向性が一致することが、「地域らしさ」が維持された地域づくりとなる。このような点をふまえれば、「地域らしさ」の保存に際しては、地域固有の方向性に沿って地域が変化し続ける環境を創り出すことが重要となることがわかる。

「継続的な事業」は、これまでの軌跡に沿うものではあるが、「過去－現在」フェーズには安定的な出来事ばかりではなく、時に推進力のある出来事も起きてきた。そうした出来事やそれへの対応の履歴は、まさに地域の歴史の中で選別されていき、残らなかったものもあれば最終的に「地域らしさ」の一側面へとなくなっていったものもある。地域の歴史は、常に動的であったはずであり、これから先の未来もそうでなければならない。

こうした点を念頭に置き、価値の示す方向性を伸ばしていくことを重視する整備事業として設定したのが「戦略的な事業」の枠組みである。整備計画においては、調査報告や保存活用計画に記載された価値や課題に基づいて、「価値に磨きをかける」ための戦略的事業と、「機能の充実を図る」ための戦略的事業を記載した。これらの事業には、これまでの狩浜にあった価値、「狩浜らしさ」が示す方向性に準拠しつつ、これまではなかった創造的な要素が組み込まれている。

たとえば、「価値に磨きをかける」事業の1つとして、「乗用単軌条運搬機の整備」を提案している。これは、段畑の柑橘栽培で利用されている単軌条運搬機に着目したもので、乗用のものを整備することで、来訪者が石積み段畑とそこで育てられるみかんなどの柑橘の栽培風景を目近にみることができると同

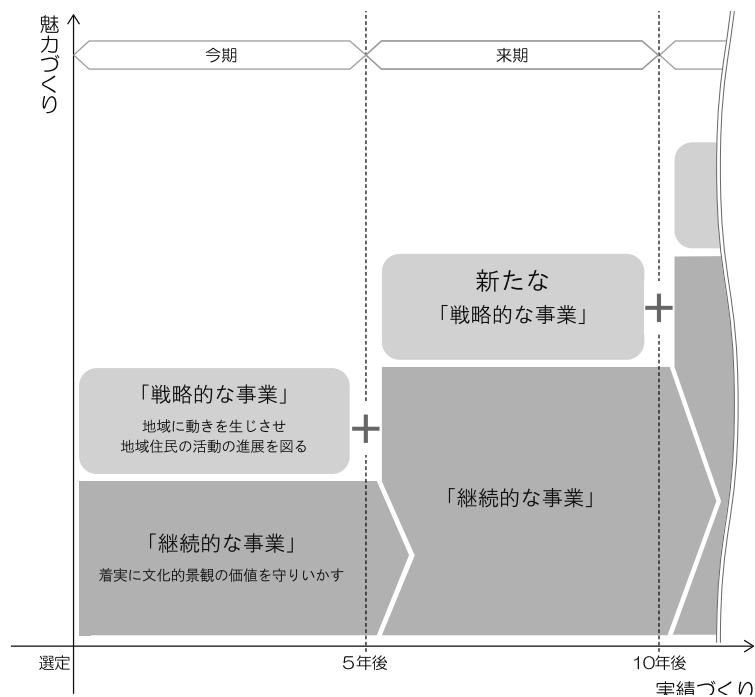


図2 「継続的な事業」と「戦略的な事業」

出典：西予市教育委員会（2020：24）

時に、段畑での営農の苦勞を体感する機会を創出する事業である。また、これにより来訪者の農道への侵入が抑制され、農家の生業活動と来訪者の観光行動との衝突の回避に貢献することも期待されるのである。「乗用単軌条運搬機の整備」は、既存の施設、しかも狩浜の生業理解に不可欠な施設にヒントを得て、その創造的な利用展開をはかるものだが、同時に地域にある課題解決にもつながる事業案となっている。

ただし、「戦略的な整備」は性急に進めることを善しとするものでは決してない。「狩浜らしさ」は長い時間を積み重ねる中でゆっくりと紡がれてきたものであり、たとえ変化の方向性は一致し、価値の更なる積み重ねの効果が期待されたとしても、急激な変化は、様々な摩擦を生じ、方向性をゆがめる結果につながる可能性もある。整備計画である以上、実施にかかる期間を明示し、そのスケジュールに沿って進める必要があることは言うまでもないが、「戦略的な整備」のスケジュール

感、数年単位という短いスパンを念頭に置く整備計画とそぐわない場合があるのも事実である。

「乗用単軌条運搬機の整備」について言えば、整備計画の上では、令和2年度（2020）から3年度で検討し、令和4年度以降に実施段階に入る計画となっている。これに従えば、令和6年時点ではすでに実施段階に入っているはずである。ただ、実際は現時点も「検討」を進めている段階にあり、計画に照らすと「遅れている」といった評価になるのが実情である。計画作成に参加した一員として、計画時の見込みが甘かったという批判は甘んじて受けるが、「戦略的な整備」については、当初から、機運が熟した場合、最短ではこれくらいで実施可能であろうといった予測のもとで計画期間を示しており、少なくとも実施時期については〇年以降といったかたちで、ある程度の幅を持たせている。新たな事業展開をはかるに際しては、地域内での十分なコンセンサスをはかることや、社会環境を整備する

ことなどが必要であり、それらの中で機運を的確につかむ必要がある。「乗用単軌条運搬機の整備」は補助金等に頼ることのない自走可能な運営を将来像として描いている点からも、多様な観点からの検討に基づき、機運をとらえて進める必要があるだろう。

こうした点は、整備計画策定段階で予想され、共有されていた。その上で、まさに「戦略的な整備」を進める機運を醸成するためにも計画のなかに明示することが必要だろうといった議論がなされた上での記載であり、時期設定である点は、この場を借りて補足したい。なお、「乗用単軌条運搬機の整備」については、ルート案の検討など、着実な検討を進めている点も添えておきたい。

3. 今帰仁村今泊の整備計画

(1) 整備の基本方針

次に、今帰仁村教育委員会が令和5年(2023)3月に作成した『重要文化的景観「今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観」整備計画書』(今帰仁村教育委員会 2023)をとりあげる。なお、本計画の策定にあたっては、今帰仁村教育委員会が主体となり、令和2年度から4年度にかけて、今泊のフクギ屋敷林と集落景観整備委員会委員を中心とした整備計画策定委員会が4回開催された。筆者も委員の一員として委員会に参加した。また地域住民による「フパルシ会」が地域でのワークショップを7回開催され、その成果も整備計画に反映されている。

今泊の整備計画では、抽出された課題に応じて以下の5つの基本方針が定められ、それぞれの方針に基づく具体的な24の取り組むべき事業内容が設定された。

- 方針1. 地域が守り育てる『今泊の抱護』
- 方針2. 祭祀・年中行事を大事に想う心を養い継承する
- 方針3. 地域の生活を保ちつつ観光活用する
- 方針4. 重要な構成要素(建造物等)の修理等
- 方針5. 文化的景観を学び伝える

これらの基本方針に基づく取り組みのなかでも、委員会等で特に重視されたのは、方針

1の「地域が守り育てる『今泊の抱護』」である。これについては、「抱護に対する共有意識の醸成と防災機能の維持・向上」という課題に応じて示された方針であるが、課題が記載された箇所を確認すると、「フクギ屋敷林の維持が困難でサポートを必要としている住民への対応や欠損箇所への植栽、フクギ屋敷林の防災機能を保つ維持管理方法の周知などは喫緊の課題である」(今帰仁村教育委員会 2023:46)として、課題のなかでも特に強い危機感を伴うものとして他の箇所にはない「喫緊の課題」という言葉を用いて提示されている。もちろん、フクギ屋敷林は、重要な文化的景観の選定名に利用されていることから分かるように、今泊の価値を代表・象徴するものであり、価値と密接に結びついた課題であり、その克服を目指した方針と取り組みとなっていることは言うまでもない。

(2) 抱護に係る事業

方針1にかかる事業は以下の6つである。

- 事業1. 抱護の調査及び台帳の作成
- 事業2. 抱護の防災機能の維持作業支援
- 事業3. 植栽による防災機能の強化
- 事業4. 「フクギによる抱護の手引き」の作成
- 事業5. 屋敷囲いの修景
- 事業6. 循環型抱護保全の仕組みづくり

整備計画においては各事業を10年(令和5年～14年度)で取り組むとされているが、興味深い動きとして、事業4の手引き作成については、この整備計画の策定と並行して作成が進められた点がある。実際、本手引きは、整備計画の末尾に「フクギによる抱護の手引き——まもるために5つの大事なこと——」(2023年3月版)として掲載され、また今泊集落に全戸配布された。そして、事業4はその事業名に「作成」と入っているものの、事業内容としては「改訂(必要に応じて)」という位置づけとなった。この手引きは、前述の課題の中に示されている「維持管理方法の周知」に当たる部分を意識して作られたものだが、こうした手引きを整備計画が策定された後から作り始めても初動が遅くなるという、今帰仁村教育委員会の「喫緊の課題」意識が明確に表れた形となっている。計画上の

事業名を「フクギによる抱護の手引き」の改訂」としてもよかったかもしれないが、この手引きそれ自体も、あくまでも課題とそれに応じた方針のなかで検討されて生まれた事業の一環であるということを示しているという点、すなわち地域の意識や思いを示すという点で、現行の事業名は悪いものではない。

事業4に加えて、事業1～3も、屋敷を囲むフクギ屋敷林や集落を囲む浜抱護・浜抱護の林木・植物に関わる事業となっている。事業1は集落内の屋敷林・抱護林の実態を調査し、今後の保全整備を行う際の基本資料となる台帳を作成する事業であり、事業2や事業3の事業を進める際の基礎ないし根拠を提供するものとなる。そのため、整備計画においては、事業1～3の事業については、まず事業1を先行的に進めるような事業スケジュールが組まれている。台帳作成に際しては琉球大学の研究室と連携して実施することが、整備計画の策定段階で協議されており、計画の策定後、台帳の作成がスムーズに始められた。

現時点から振り返るならば、選定前の調査段階で台帳を作成しておいた方がよかったと反省されるところではある。ただ、調査時は集落ないし今泊地区全体の価値を見出すことが求められるため、林木の個別調査にばかり時間や労力をかけることもまた難しい状況にあった。また、価値づけが明確になって初めて必要な調査が見えてくることもある。その意味で、事業1を整備計画の策定後に速やかに実施するように位置づけることは、次善の策として重要なことであった。

事業5は、フクギ屋敷林の下部に設置された屋敷囲いを対象とする事業である。トタンなどで作られることの多かった屋敷囲いだが、今泊の景観を保全しようとする住民の動きのなかで、一部の地区でチニブ（竹垣）による屋敷囲いが設置された。それは決して「伝統的」なものではないが、今泊の景観の質の向上に貢献することになった。また、屋敷囲いの設置が結果的に屋敷林の伐採を防ぐ側面もあるため、文化的景観の価値の維持にもつながっている。そのため、整備計画においても、チニブ等による適切な屋敷囲いの設置ないし変更を修景事業として位置づけることになった。

これら事業1～5は、継続的な実施が求められるものであり、そのための仕組みを構築することは、計画的な整備が始まった今期だからこそ、重要な課題となっている。ただ、事業1～5を具体的に進めていくにあたり、当初は個別に解決すべき案件が浮かび上がることも予想され、そうした個別案件をいくつか解決したうえで、全体的な仕組みを検討する方が効率的に実効力の高いものを構築できる。そのため整備計画では、仕組みづくりにあたる事業6を、計画期間の後期において実施する事業として位置づけている。

仕組み作りに対する考え方についてみれば、今泊と狩浜とはかなり違っている。それはどちらがよいというものではなく、地域がそれぞれの実情に応じて検討した結果であり、それぞれが個別解として最適と判断した結果である。

こうした点からも分かるように、整備計画に示される事業案やスケジュールは、地域の実情や課題の切迫度、そして事業に関わる人びとの多様な思いに加え、自治体の有する上位計画・関連計画との関係なども考慮されながら検討が重ねられた結果、方向性が共有されたものである。そのため、他の重要文化的景観選定地にそのまま応用可能という内容ではない。しかし、具体的なアクションプランが示される整備計画において、価値に照らして現状の課題をとらえ、その解決の方針を適切に定めた上で措置を講じるといった大きな枠組みは、どの選定地でも同じことである。

おわりに

西予市狩浜では、「継続的な事業」の1に示される組織整備がすすみ、同じく「継続的な事業」の2に示される構成要素の修理修景事業が実施されている。修理修景は1件ごとにきめ細やかな協議が必要となり、所有者、地域、行政、専門家などの連携が不可欠だが、そうした点も含め、整備に関するノウハウは着実に蓄積されつつある。「戦略的な事業」についてはいまだ実施段階には至っていないが、実施に向けた検討は進められており、時宜を得た事業展開に期待が持てる状況である。

今帰仁村今泊では、事業1・4といった整

備に必要な台帳整備や周知のほか、集落内でのフクギの植栽も始まり、事業2・3についても進み始めている。方針1以外の方針に基づく整備事業についても、今後進められていくことだろう。

今回は2つの地域の事例を紹介した。それぞれ異なる「地域らしさ」を有する文化的景観において、構成要素の修理をめぐる進め方についてはともかく、地域全体をとらえた整備方針やそれに基づく事業となると、各地域でそれぞれ異なった思想・方法に重点が置かれることになり、結果として整備計画は個別解（を求めるプロセス）が表現されることになる。2つの事例だけをみても、そうした点は明快だろう。実施のところ、狩浜と今泊の整備計画は、その力点や事業内容には大きな違いがあり、どちらかがどちらかを真似しようと思っても、それは難しい。

しかし、「過去－現在」という時間軸の中で培われた「地域らしさ」を評価し、そこに価値を見出した上で、「現在－未来」の時間軸の中でそれを継承し、磨き上げるための具体策が示されているという点において、2つの整備計画は事例として相応しい内容を備えたものであり、その点において共通性をもっている。小稿では2つの整備計画について、すべての内容を取り上げることはできなかったが、取り上げていない部分にも地域の状況に応じた個別解が検討されている。機会があれば、ぜひそうした点についても確認いただきたい。

あらゆる地域が文化的景観の特徴を有する可能性を持つが、そうした中で、特に重要なものとして重要文化的景観に選定されている以上、その保護と活用をはかることは大きな使命であり、責務となる。重要文化的景観の場合、選定前に調査報告と保存活用計画を整え、この時点で「過去－現在－未来」をつなぐ大きな枠組みは設定される。ただ、地域固有の変化を通して「地域らしさ」が刻まれた「過去－現在」は確定した部分であるのに対し、「現在－未来」の部分は、保存活用計画で「地域らしさ」が示す方向性を定めているものの、方向性のみで具体的な点においては未確定な側面は多い。整備計画は、保存活用計画に示された方向性をふまえ、果てしない

長さを持つ未来のうち、直近の期間を設定して具体的な姿を与えていくものでなければならない。言い換えれば、整備計画はあるべき未来に向かって着実に歩を進めるための地図としての役割が期待されるべきだろう。

分かりやすい地図とは、縮尺や主題に応じて、適切な内容が適切な表現で示されたものであり、地域の状況に応じて情報更新がなされたものである。整備計画は常に更新されていく必要がある所以である。重要文化的景観に選定された地域が、「過去－現在－未来」を通じて「地域らしさ」を表現し続けるためにも、整備計画という地図を適切に作り、そしてそれを地域全体で読み解きながら目的地を目指してほしい。

〈付記〉

本稿の作成にあたり、西予市教育委員会まなび推進課文化財保護係・三瀬有寿紗様、教育委員会社会教育課文化財係・玉城靖様をはじめ、多くの方にお世話になりました。末尾ではありますが、心よりお礼申し上げます。本稿は、日本学術振興会科学研究費（2020-2023年度・基盤研究費（C）20K01160、課題名「文化的景観の価値を活かした地域づくりに向けた基礎研究」）による成果の一部である。

〈参考文献〉

- 上杉和央（2014）「文化的景観を歴史と地理から評価する」地図中心 504、4-7頁。
- 上杉和央（2020）『歴史は景観から読み解ける——初めての歴史地理学』ベレ出版。
- 恵谷浩子（2019）「文化的景観 15年で問われてきたもの」10 + 1 website、201902、<https://www.10plus1.jp/monthly/2019/02/issue-01.php>（2024年7月28日最終閲覧）。
- 西予市教育委員会（2020）『重要文化的景観 宇和海 狩浜の段畑と農漁村景観整備計画』西予市教育委員会。
- 今帰仁村教育委員会（2023）『重要文化的景観「今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観」整備計画書』今帰仁村教育委員会。
- 文化的景観学検討会編（2016）『地域のみかた——文化的景観学のすすめ——（文化的景観スタディーズ1）』独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所。

〈表紙・裏表紙の写真解説〉

- 表 右上 東草野の山村景観（滋賀県米原市）
上 伊庭内湖の農村景観（滋賀県東近江市）
左上 奥内の棚田及び農山村景観（愛媛県松野町）
中央 今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観（沖縄県今帰仁村）
- 裏 中央 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観（愛媛県西予市）



京都府立大学文化遺産叢書 第32集

「地域らしさ」を磨く

—文化的景観の価値と地域づくり—

編集 上杉和央
発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下賀茂半木町 1-5
発行日 2024年10月26日
印刷 株式会社 北斗プリント社
〒606-8540 京都市左京区下賀茂喬木町 38-2